

滋賀県立総合保健専門学校学則細則

(目的)

第1条 この細則は、滋賀県立総合保健専門学校学則（昭和52年滋賀県規則第14号以下「学則」という。）第36条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 学則第7条第1項第3号に規定する休業日は、夏期および冬期を通じて10週間の範囲内で、校長が定める日とする。

(授業科目)

第3条 学則第8条に規定する科目はすべて必修とする。

2 学生は、所定の時間割により受講しなければならない。

(授業時間)

第4条 学校の通常における授業時間は、次のとおりとする。

授 業 時 間	
1・2時限	9：00～10：30
休 憩	10：30～10：45
3・4時限	10：45～12：15
昼 休 み	12：15～13：00
5・6時限	13：00～14：30
休 憩	14：30～14：45
7・8時限	14：45～16：15

2 実習時間は、8時30分から17時15分とする。

3 授業時間は、週30時間とする。

(入学試験委員)

第5条 学則第14条に規定する入学試験を実施するため、入学試験委員をおく。

2 入学試験について必要な事項は、「入学試験規程」に定める。

(受験に必要な書類)

第6条 学則第13条に定める受験に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 入学願書（別記様式第1号）

(2) 写真（出願前3か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもの）

(3) 高等学校または中等教育学校を卒業した者または卒業見込みの者にあつては、卒業証明書または卒業見込み証明書

(4) 学則第12条（1）以外に該当する者にあつては、入学資格を証明する書類

(入学に必要な書類)

第7条 学則第15条第1項に定める入学に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 高等学校または中等教育学校の卒業証明書（受験手続き時に提出した場合を除く。）

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 写真

2 前項第2号に規定する誓約書の保証人2人のうち1人は、学生の親族で成年者とし、他の1人は滋賀県内またはその周辺に居住し、独立の生計を営む成年者とする。

3 学生は、前項の保証人を変更したときまたは保証人が住所を変更したときは、保証

人変更届（別記様式第 3 号）により、ただちに校長に届け出なければならない。

（入学の許可）

第 8 条 学則第 15 条第 2 項の規定による入学の許可は、入学許可書（別記様式第 4 号）を 交付して行う。

2 入学を許可された者は、校長が指定する期日に出席しなければならない。

（欠課、欠席）

第 9 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席・欠課届（別記様式第 5 号）を校長に提出しなければならない。欠席が負傷または疾病のため引き続き 3 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、緊急のときは電話等で届け出た後、速やかに届出書を提出しなければならない。

2 授業時間、実習時間に遅刻早退したときは欠課とみなす。

3 感染症にかかり、またはそのおそれのある学生に対して、校長は、出席停止を命ずることができる。

（住所、氏名変更）

第 10 条 学生は、住所または氏名を変更したときは、住所・氏名変更届（別記様式第 6

号）を校長に提出しなければならない。

（休 学）

第 11 条 学生は、休学または休学期間の延長をしようとするときは、学則第 17 条第 1 項に規定する休学願および学則第 17 条第 3 項に規定する休学期間の延長願（別記様式第 7 号）を校長に提出しなければならない。

2 前項の休学願または延長願には、医師の診断書または休学しようとする理由を証する書類を添付しなければならない。

3 休学の許可および休学期間延長の許可は、休学許可書（別記様式第 8 号）を交付して行う。

（復 学）

第 12 条 学生は、復学をしようとするときは、学則第 18 条に規定する復学願（別記様式第 9 号）を校長に提出しなければならない。

2 前項の復学願には、医師の診断書または休学の理由が消滅したことを証する書類を必要時、添付しなければならない。

3 復学の許可は、復学許可書（別記様式第 10 号）を交付して行う。

（転入学）

第 13 条 学生は、転入学をしようとするときは、学則第 19 条第 2 項に規定する転入学願（別記様式第 11 号）を校長に提出しなければならない。

2 転入学の許可は、転入学許可書（別記様式第 12 号）を交付して行う。

3 転入学について必要事項は「転入学規程」に定める。

（転 学）

第 14 条 学生は、転学をしようとするときは、学則第 19 条の 2 に規定する転学願（別記様式第 13 号）を校長に提出しなければならない。

2 転学の許可は、転学許可書（別記様式第 14 号）を交付して行う。

（退 学）

第 15 条 学生は、退学をしようとするときは、学則第 20 条第 1 項に規定する退学願（別記様式第 15 号）を校長に提出しなければならない。

2 退学の承認は、退学承認書（別記様式第 16 号）を交付して行う。

3 校長は、学則第 20 条第 2 項の規定により学生を退学させたときは、その旨を本人および保証人に退学通知書（別記様式第 17 号）により通知するものとする。

（除 籍）

第 16 条 保証人は、学生が死亡または行方不明になったときは、死亡および行方不明の届（別記様式第 18 号）を、校長に提出しなければならない。

（成績の評価、単位の認定）

第 17 条 授業科目の評価は、100 点満点で、秀（90 点以上）、優（80 点から 89 点）、良（70 点から 79 点）、可（60 点から 69 点）および不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。

2 学生が自主的に学力向上を目指す指標として活用できるよう G P A（Grade Point Average）を導入する。

3 学科試験は、授業科目ごとに当該科目の授業終了後に行う。ただし、単位認定者が必要があると認めたときは、科目の授業終了前において行うことができる。

4 それぞれの授業科目の評価は、授業時間数の 3 分の 2 以上を出席した学生について行う。

ただし、感染症により、出席停止を命じたことにより、授業時間数の 3 分の 2 以上出席できなくなった場合、実習に限り補習を行う。

5 学科試験に際して不正行為のあった者は、当該授業科目の評価を受ける資格を失うものとする。その者については、翌年以降に再履修をして評価を受けることができる。

6 成績は、学業成績書に秀、優、良、可および不可により記載する。

7 成績の保管は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 2 項の規定に準ずる。

8 休学者の単位認定は、休学前に所定の授業科目を履修し、かつ、試験に合格していれば、単位の認定をする。

（追試験および再試験）

第 18 条 学科試験に欠席した学生のうち校長がやむを得ない理由によるものであると認める者については、追試験を行うことができる。

2 校長は、学科試験の評点が 60 点に達しない学生に対して、再試験を行うことができる。ただし、実習成績が不合格の場合は、再実習は行わない。

3 追試験および再試験の評点は、60 点以上を合格点とし、その点数が 60 点を超える場合においても 60 点として取り扱う。

4 追試験および再試験は、校長が指定した日に受けなければならない。

5 校長が認めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。

（1）学校保健安全法に定める感染症により出席停止となった場合

（2）その他特別の事情のある場合

6 追試験または再試験を受けようとする学生は、追試験・再試験受験願（別記様式第 19 号）を指定された期日までに提出しなければならない。

7 前項の場合において、追試験を受けようとする者は、医師の診断書または追試験受験の理由を証する書面を添付しなければならない。

8 追試験および再試験は再度実施しない。

（入学前の既修単位の基準と認定）

第 19 条 学則第 22 条に規定する入学前の既修単位の認定は、入学前の既修単位認定取り扱い規程に定める。

2 単位認定を受けようとする者は、次の書類を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（別記様式第 20 号）
 - (2) 取得した単位を証明する書類
 - (3) 履修した内容を証明する書類（講義概要等）
- 3 既修単位の認定を申請できる者は、次のとおりとする。
- (1) 放送大学やその他の大学または高等専門学校で履修した者
 - (2) 下記の資格にかかる学校または養成所で履修した者

- ア 看護師
- イ 歯科衛生士
- ウ 診療放射線技師
- エ 臨床検査技師
- オ 理学療法士
- カ 作業療法士
- キ 視能訓練士
- ク 臨床工学技士
- ケ 義肢装具士
- コ 救急救命士
- サ 言語聴覚士

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条第 1 項に該当する者（看護学科に限る。）

- 4 単位認定を申請した者に対しては、既修の教育内容を審査し、本校の教育内容に相当すると認められた場合、運営会議の議を経て校長が単位を認定する。
- 5 既修単位の認定は、単位認定書（別記様式第 21 号）を交付して行う。
（卒業の認定等）

第 20 条 欠席日数が授業日数の 3 分の 1 を超える学生および全授業科目に合格しない学生は、卒業することができない。

（不合格科目の履修）

第 21 条 単位が修得できなかった科目については、履修しなければならない。

- 2 履修する者は、所定の期日までに履修願（別記様式第 22 号）を校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 当該科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席し、可以上の評価を得た者に単位を認定する。
- 4 実習については、履修要項に定める履修要件を満たしていなければならない。
（卒業証書等）

第 22 条 校長は卒業要件を満たしたものに対し、学則第 25 条に規定する卒業証書（別記様式第 23 号）を授与する。

- 2 卒業証書の授与は、3 月に行う。ただし、前期に卒業要件を満たした者については、9 月に授与することができる。

（表彰）

第 23 条 学則第 26 条に規定する表彰者の決定は、運営会議で行う。

（懲戒）

第 24 条 学則第 27 条に規定する懲戒は、運営会議の議を経るものとし、その手続は「学

生の懲戒手続に関する規程」に定める。

- 2 校長は、学生を懲戒したときは、その旨本人および保証人に訓告・停学・退学通知書（別記様式第 24 号）により通知するものとする。

（授業料の還付）

第 25 条 授業料の還付を受けようとする学生は、学則第 31 条第 2 項に規定する授業料還付願(別記様式第 25 号)を校長に提出しなければならない。

付 則

- 1 この細則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県立総合保健専門学校細則は、廃止する。

付 則

- 1 この細則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、昭和 63 年 11 月 25 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県立総合保健専門学校学則細則については平成 2 年 4 月 1 日に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県立総合保健専門学校学則細則様式第 17 号については平成 2 年 4 月 1 日

に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県立総合保健専門学校学則細則については平成 4 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この細則は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の細則については、平成 15 年 3 月 31 日現在在学する歯科衛生専門課程歯科衛生学科以外の学生について適用し、平成 15 年 3 月 31 日現在在学する歯科衛生専門課程歯科衛生学科の学生については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。